

こんにちは地域包括 支援センターです

今回は、高齢者の権利擁護に関する情報をお届けします。
虐待が起きない地域づくりのために、

誰もがいづれ高齢者になります。すべての人が安心して生涯を暮らせるように、虐待を未然に防ぎ、助け合える地域づくりが望まれます。高齢者の徘徊なども、周囲の助けがあれば、家族の心身の負担も軽減されます。高齢者を支える家族も、介護保険サービスを活用するなど、できるだけオープンにして周囲の手助けを求めましょう。

▼高齢者虐待の起きる要因

養護者自身が介護により心身共に疲れきって、追い詰められていることが少なくありません。虐待に関する調査では、介護や世話をしている半数以上が虐待の自覚がないという結果が出ています。

平成18年4月に施行された「高齢者虐待防止・養護者支援法」では、虐待に気づいた人は市区町村に通報義務があることが定められています。※相談通報の秘密は守られます。

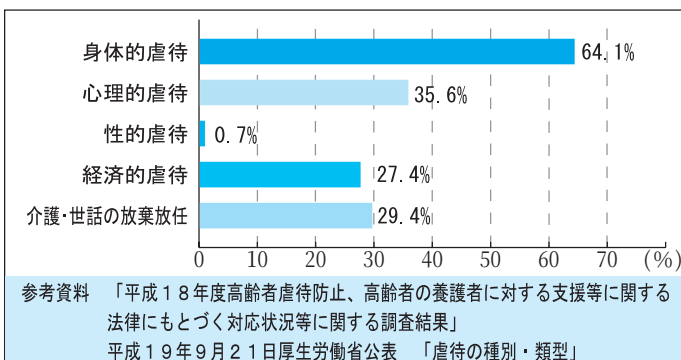
▼虐待かもしれないと思ったら

虐待は、当事者に自覚がなかったり、虐待を受けている高齢者が家族に遠慮していたりすることなどから、周囲には見えにくいものです。また、他者が口を出しに

くいということもあります。迷ったときは相談ください。

高齢者の虐待とは？

身体的虐待	●たたく、つねる、なぐる、ける、やけどを負わせるなど ●ベッドにしばりつけたり、意図的に薬を過剰に与えるなど
介護・世話の放棄、放任	●空腹、脱水、低栄養状態のままにするなど ●おむつなどを放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置するなど
心理的虐待	●排せつなどの失敗に対して恥をかかせること ●子供扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視するなど
性的虐待	●本人との間で合意がないあらゆる形態の性的な行為、またはその強要
経済的虐待	●本人のお金を必要な額渡さない、使わせないなど ●本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用するなど



相談窓口

- ▼幸手東地域包括支援センター
(ウエルス幸手内) ☎(42) 8438・FAX(40) 3008
- ▼権現堂川・吉田・八代・さかえさくら小学校区の人
- ▼幸手西地域包括支援センター
(西公民館内) ☎(40) 3443・FAX(44) 0870
- ▼幸手・行幸・香日向・上高野小学校区の人
- ▼介護福祉課高齢福祉担当
☎(42) 8438・FAX(40) 3008

▼埼玉県福祉部介護保険課

- 地域福祉担当 ☎048(830)3251
- ▼権利擁護センター ☎048(822)1204
- ▼サポートライン(老人虐待予防・支援センター) ☎03(3357)7073
- ▼ヘルプライン(日本高齢者虐待防止センター) ☎0424(62)1585
- ※民生委員・社会福祉協議会・保健所など身近な相談機関でも構いません。

◎介護保険料などに関する所得参考資料の郵送について

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料については、平成19年分の所得税確定申告、市県民税の所得申告の際に「社会保険料控除」の対象になります。

平成19年中に納付していただいた国民健康保険税と介護保険料の金額を記載した「平成19年所得申告参考資料」を1月22日(火)に郵送いたします。

申告の際に資料として提出してください。

なお、介護保険料については、普通徴収の人だけに

お送りします。特別徴収(年金からの天引き)の人は、1月下旬に社会保険庁から送られる公的年金の源泉徴収票を所得の申告に使用してください。

また郵送された資料を紛失された人には、介護保険料に関する所得申告の資料を市役所納税課窓口、ウエルス幸手内の介護福祉課窓口でもお渡しできます。

◎障害者控除対象者認定書の交付について

納税者本人または控除対象配偶者や扶養親族が所得税法・地方税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の金額が税額の計算の基礎となる所得から控除できます。身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、65歳以上で介護保険の要介護認定を受けている人は、この障害者控除の対象となる場合があります。

申請により障害者控除対象者認定書を発行します。詳しくは、介護福祉課へお問い合わせください。

問合せ 介護福祉課 ☎(42) 8444・FAX(43) 5600